

平成30年11月19日

異議申出人

館林市選挙管理委員会

委員長 寺田幸次

決 定 書

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成30年10月2日付けで提起された平成30年9月23日執行の館林市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、館林市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とするとの決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の主張は、要約すると、主に本件選挙における次の事項について疑義があると主張するものである。

- ① 投開票作業に従事する職員の選任について
- ② 期日前投票における投票箱の管理及び開票管理者への送致について
- ③ 開票作業について
- ④ 投票用紙の管理について

決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人から平成30年10月2日に提出された異議申出書を確認したところ、異議申出に係る処分、趣旨及び理由が明確に記載されていなかったことから、同日付けで、補正を命じた。これに対し、申出人から同月5日に補正書が提出された。

当委員会は、これを適法なものと認め、受理し、慎重に審理を行った。

2 法令等の定め

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、i その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、ii その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合である。

そして、①の「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和27年12月4日最高裁判所判決）をいい、②の「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）をいう。

3 当委員会の判断

(1) 上記2記載のとおり、選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、i その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、ii その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。すなわち、当委員会は、本件異議申出に係る申出人の法律上・事実上の主張がこの二つの条件（i 及びii）に該当するかどうかについて検討することになる。

この点、申出人は、本件選挙において、本件異議申出の理由①～④の事項について疑義があることを主張するものの、それぞれ具体的にどのような事実が存在し、どの法令等の規定に違反するのか、何ら適示していない。申出人の主張はいずれも抽象的な主張に過ぎず、いずれも理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定をした。

(2) なお、本件異議申出が本件選挙において、投票者総数よりも投票数が1票多かったことを契機としてなされたものであることに鑑みて、本件異議申出において申出人が主張する疑義について、当委員会は次のとおり申し添える。

ア 疑義① 投開票作業に従事する職員の選任について

投開票に従事する職員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3及び公選法第273条により、市町村の補助機関である職員を選挙に関する事務に従事させることができると規定されており、本件選挙においても平成30年8月3日付けで、259人の職員に委嘱している。

イ 疑義② 期日前投票における投票箱の管理及び開票管理者への送致について

期日前投票における投票箱の管理については、公選法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第53条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により読み替えて適用される同施行令第43条により、期日前投票における投票箱の閉鎖及びそれに伴う鍵の取扱いが規定されており、本件選挙においても当該規定にのっとり、投票管理者及び投票管理者が指定した投票立会人により適切に行われている。

また、期日前投票期間中は、当日の投票終了から翌日の投票開始までの間については、投票箱及び封印された投票箱の鍵は、当委員会の金庫で厳重に保管されている。

期日前投票の投票箱の開票管理者への送致については、公選法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第55条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により読み替えて適用される同施行令第44条により、期日前投票期間の末日に選挙管理委員会に送致し、選挙の期日に選挙管理委員会が開票管理者に送致しなければならないと規定されており、本件選挙においても当該規定にのっとり、期日前投票の投票箱は、期日前投票期間の末日である平成30年9月22日の投票終了後に当委員会に送致され、翌日（選挙期日）に当委員会の書記により、開票所の開票管理者に送致されている。

ウ 疑義③ 開票作業について

本件選挙においては、開票作業には前述のとおり市の職員が従事したほか、公選法第62条及び同法第66条の規定にのっとり、開票立会人10人を定め、開票に立ち合わせ、及び開票管理者とともに投票の点検を行っている。また、開票所の出入りについては、入口に受付を設け、部外者が開票所に入らないようにしている。

エ 疑義④ 投票用紙の管理について

投票用紙は、印刷業者から納品後は当委員会の金庫で保管している。また、各投票所において使用されなかった投票用紙については、選挙終了後、当委員会で保管している。

なお、本件選挙においては、選挙終了後、各投票所において使用されなかった投票用紙の枚数を確認し、各投票所の投票録等の書類と照合したところ、一致している。

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で群馬県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公選法第202条第2項）。